

## 弘前市総合学習センター 清掃業務委託別記事項

## 1 特別清掃（年間を通じて清掃回数及び目的を指定した清掃）

(1) 委託の日時 甲の指定した日時または承認した日時

(2) 清掃の種類	回数	時期
① 窓ガラスの清掃	2回	4月、10月
② 照明器具清掃	2回	5月、11月
③ 特別清掃	1回	甲乙協議の上決定
④ じゅうたんの清掃	1回	5月
⑤ 建物外周部分の床石清掃	2回	4月、10月
⑥ ブラインドの清掃	1回	甲乙協議の上決定

## 2 清掃内容

## ① 窓ガラス清掃（延べ545.0㎡）

ア 窓ガラス、拭き掃除を実施し、汚れの程度に応じて適切な清掃方法とすること。

イ 清掃作業は特に作業の安全を確保し、高所作業のときは、高所作業用の車を使用するなどし、適切な措置を講ずること。

## ② 照明器具清掃

照明器具、蛍光管及び白熱灯の拭き掃除を実施すること。ただし、清掃に当たっては、感電及び漏電等の起こらないよう特に注意を払うこと。

## ③ 特別清掃

ア 総合学習センター内の床全面を集中的に、その材質に応じた入念な清掃をする。

イ 附属家具（事務室を除く）の石けん水洗い及び拭き取り清掃。

ウ 金属部分、把手、階段金具等のみがき出し清掃。

## ④ じゅうたん清掃

泡洗剤塗（ポリッシャーで清掃、及び真空吸引する。）

## ⑤ 建物外周部分の床石清掃

ブラシを用いた水洗いによる清掃。

## ⑥ ブラインドの清掃

その材質に応じた入念な清掃をする。ただし、清掃に当たっては、ブラインドを損傷しないよう特に注意を払うこと。